

～法廷傍聴のススメ～ 弁護士 田中 勇輝

今回は皆様に、法廷傍聴についてお話しさせて頂きたいと思っております。これをお読み頂いている方は、ご自身の裁判、調停などをご依頼頂いた方が多いかもしれませんが、それでも、例えば民事で依頼したので民事裁判は良く分かるけど、刑事裁判は見たことがないという方も多いと思います。

日本の裁判は、憲法で公開裁判とされておりまして、原則的には、民事裁判、刑事裁判も、法廷で開かれるものは事件と全く関わりのない他人でも傍聴をすることができます。ただ、良いことかどうかはさておき、民事裁判は刑事より圧倒的に期間も長くなるため、一回一回の裁判で行われることは、基本的には弁護士が提出した書面の交換と次回期日の決定で、それが短い裁判でも半年以上は続くこととなります。また、多くの裁判所では、二回目以降の裁判は、弁論準備期日という非公開の手に付してしまいますので、見ることもできなくなってしまいます。

それに対して、刑事裁判は、裁判員裁判でなくとも、ほぼすべての裁判が公開され、単純な事件であれば、一日で最初から判決前のすべての手続が終了することも多いです。ですので、神戸地方裁判所を例にして、刑事裁判の傍聴についてご説明していきます。平日、大体10時少し前から、午後5時前まで、裁判はいくつもの法廷で行われております。イメージとしては、例えば、2階の201号法廷での開廷は、9時50分から10分程度窃盗事件の判決、10時から10時50分まで覚せい剤事件の第一回目、11時から11時50分まで傷害事件の第一回目、昼休みを挟んで、13時から15時まで詐欺事件の証人尋問、などという感じです。

この窃盗事件と覚せい剤事件の50分程度で指定されている事件は、多くの場合、犯罪事実を認めている自白事件で、最初の期日で判決以外のすべての手続が行われますので、最初から見てもどのような事件か理解ができますし、手続の流れもご理解頂けると思います。

また、長時間を取って証人尋問を行っている事件は、無罪を争っている事件である場合がほとんどですので、テレビで観るような尋問を観たいという方は尋問をご覧頂いても良いかと思います。このような日程が、いくつもの法廷で行われておりますので、当日開かれているもので興味のあるものを選んで見て頂くことが可能です。そして、その日にどのような裁判が行われているのかについては、当日、神戸地方裁判所に行き、入ってすぐ右手のカウンターに開廷予定表というものが置いてありますので、それをご覧

頂き、選んで頂ければ良いです。

私自身が弁護士になる前に傍聴をした際のお話をさせて頂くと、初めて刑事裁判をきちんと見たのは大学生の時でした。進路に迷っていた時に、東京地方裁判所に傍聴に行ってみました。そして、そこで行われている出来事に衝撃を受け、その経験から出発して今何とか自分も法廷に立っていると言うと大げさかもしれませんが、それぐらいの衝撃を受けました。

私が人生で初めて見たのは、まず、痴漢事件の裁判でした。軽度の知的障害を持たれた方の痴漢事件で、奥さんが情状証人、つまりこれから身近で監督をしていくので被告人にとって良い事

情として考えてほしいことを述べる人として出廷していました。そして、その日見た痴漢事件の次の事件が、銃刀法違反で銃を所持していた被告人の判決でした。はっきりとは覚えていませんが、おそらく執行猶予中の再犯ということで、実刑判決が下されたものと思います。この判決それ自体は良くあることではと思うが、そこで驚いたのは、その日は、被告人の母と思しき女性が、判決後に立ち上がり、傍聴席の柵まで駆け寄って、「この人でなし!」と裁判官に向かっ

て泣き叫んでいたのです。

当時の大学生の私にとっては、刑事事件というのは本当に遠い存在でしたので、痴漢事件の被告人が行った犯罪事実、やはり卑猥な表現ですが、それが生々しく他人もいる前で読み上げられ、それを行った人が目の前にいる。そして、痴漢を行ったにもかかわらずその人の奥さんが涙を流してその人を支えたいと話す。刑務所に行く判決が出されて、身内が泣き叫ぶ。そんな、ドラマの中でしか見ないような出来事が目の前で起こっていることに衝撃を受けました。

傍聴席の柵の中で、人の人生そのものが扱われる。弁護士は、その人生が変わる瞬間に立ち会う。不謹慎かもしれませんが、私は、その時、自分もこの場に立ちたいと思いました。と、私と同じ感想を抱いて頂く必要はまったくないと思いますが、普通は、かなりの衝撃を受けると思います。せっかく公開でどなたもご覧になれるわけですから、一度はご覧頂きたいと思います。

また、兵庫県弁護士会でも、裁判傍聴会という、裁判の傍聴をしてその説明を弁護士がするというイベントをほぼ毎月行っていますので、そういうものも初めての方には臨みやすいと思います。ちなみに、宣伝ではありませんが、当事務所の田中秀雄は、裁判傍聴会の説明委員を務めており、年に1度は説明に出向いておりますので、もしご興味あればご参加下さい。

